

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号	下松市 集R05-08	経営管理権の設定を受ける市 町村(乙)	名称 下松市長 國井 益雄	(所在地) 山口県下松市大手町三丁目3番3号					
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)					
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の存続期間 (終期)(B)	経営管理権の始期 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	公告の日から 経営管理権を 設定した日を 含む年度の翌 年度の初日か ら起算して10 年を経過する 日まで (2034.3.31)	別添1参照 別添2参照 別添3参照
1	下松市大字来巻 字小森	10046-1 62-84-1	山林	1.1624 (ヒノキ ヒノキ)	45				
2	下松市大字来巻 字中ノ迫	10122-1 62-124-0	山林	0.5478 (ヒノキ ヒノキ)	44				

（記載注意）

は、経営管理権を設定する場合には、別業とすること。

森林所有者が冒が分から書類添付するこ

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳に記載されることとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、( )書きで下段に2段書きにすること。  
実測面積を( )書きで下段に2段書きにする。なお、当該當管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について經營管理権が設定される場合には該部分を特定することとし、森林等と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林等と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののが、次に定めることによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受けるとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定めた報告収取の権限の範囲内において、経営管理実施権配分計画に規定された報告収取の権限の履行を受けて義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画における事項に定めた報告収取の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことがができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に該当した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。る。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

- (8) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには経営管理実施権者が（経営管理実施権が設定されたときには経営管理実施権者）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）  
① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧日を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。  
② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれらを行うものとする。  
③ 乙が②により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。  
① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき。  
② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき。  
③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき。
- (11) 損害の賠償  
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。  
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法  
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (13) 甲の通知及び届出  
① 甲は、当該森林については、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。  
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (14) その他  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
所在	地番	林小班	<input type="radio"/> 経営管理実施権は設定しない。	
下松市大字来巻字小森	10046-1	62-84-1	<input type="radio"/> 間伐に要する経費は乙が負担し、木材の販売収益が得られた場合には甲に利益を還元しない。	して全額公費負担で間伐を実施する場合には本経費に充当する。なお、森林環境譲与税等を活用
下松市大字来巻字中ノ迫	10122-1	62-124-0		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法  
(経営管理実施権は設定しない。)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。